

中小企業の皆様へ

経営革新計画について

経営革新計画について

現在、我が国においては、産業の大半を占める中小企業自らの積極的な経営革新（新たな取り組みによる経営の向上）により、日本経済全体の活力ある発展を索引していくことが期待されております。同時に、消費者ニーズの多様化、価格競争の激化、情報化、国際化の進展の中、消費者ニーズにあった新商品の開発又は生産、新サービスの開発又は提供等による経営革新は、個々の企業にとって非常に重要なものとなっております。さらに、生産方式又はサービスの提供方式の開発などによる経営革新も重要性を増しております。このような状況の下、平成11年7月に中小企業経営革新支援法（平成17年4月に中小企業新事業活動促進法に改正）が制定され、中小企業における経営革新を支援することとなりました。

① 全業種での経営革新を幅広く支援

今日的な経営課題にチャレンジする中小企業の経営革新（新たな取組による経営の向上）を全業種にわたって幅広く支援します。

② 柔軟な連携体制で実施

経営資源・得意分野に限りのある中小企業の経営革新には、他社との柔軟な連携関係を最大限活用することが不可欠です。このため中小企業のみならず、

異業種交流グループ、組合等との多様な形態による取組みを支援します。

③ 経営目標の設定

事業者が経営の向上に関する目標を設定することにより、経営目標を達成するための経営努力が促される制度です。支援する行政側でも、計画実施中に、対応策へのアドバイスをを行い、フォローアップを実施します。

経営革新の内容

まず、支援を受ける前提として、事業者においては、経営革新計画を策定し、県あるいは国の機関の承認を受ける必要があります。

経営革新計画とは、当該企業にとって新たな取組みであり、以下の4つの事業のいずれかを含むものです。

- ① 新商品の開発又は生産
- ② 新役務の開発又は提供
- ③ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ④ 役務の新たな提供の方式の導入、その他新たな事業活動

このような「新たな取組み」については、多様なものが存在しますが、「新たな取組み」とは個々の中小企業者によって「新たなもの」であれば、既に他社において採用されている技術・方式を活用する場合についても原則として承認対象とします。※

- ※ただし、業種ごとに同業の中小企業（地域性の高いものについては同一地域における同業他社）における当該技術の導入状況を判断し、それぞれについて既に相当程度普及している技術・方式等の導入については承認対象外となります。
- ※事業活動全体の活性化に大きく資する生産や在庫管理のほか、労務や財務管理等経営管理の向上のための取組みについても、広い意味での商品の新たな生産方式、あるいは役務の新たな提供方法等として承認対象とします。
- ※設備の高機能化や共同化が依然として大きな経営課題となっている場合、設備の高機能化や共同化によって新たな生産方式を導入し、生産やサービス供給効率を向上するための取組みも承認対象とします。

経営革新の数値目標

経営革新の数値目標として、次の2つの指標（経営の向上の程度を示す指標）の伸び率が以下の数値を達成するような目標を立てる必要があります。

① 「企業全体の付加価値額」または「従業員1人あたりの付加価値額」

$$\begin{aligned} \text{付加価値額} &= \text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} \\ \text{従業員一人あたりの付加価値額} &= \text{付加価値額} / \text{従業員数} \end{aligned}$$

3年計画：9%以上

4年計画：12%以上

5年計画：15%以上

② 経常利益

$$\text{経常利益} = \text{営業利益} - \text{営業外費用}$$

3年計画：3%以上

4年計画：4%以上

5年計画：5%以上

主な支援策

経営革新計画の承認を受けた事業者に対しては以下の支援策が用意されております。

なお、各支援策は、計画とは別に個別審査を受ける必要があります。

(補助対象経費)	
・ 専門家謝金	・ 原材料費、機械装置購入費等
・ 専門家旅費	(開発事業のみ)
・ 職員旅費	・ 広告宣伝費 (販路開拓事業)
・ 会議費	・ 受講費 (人材養成事業)
・ 資料購入費	等

1 低利融資制度

日本政策金融国庫では承認された計画に従って行う事業に必要な設備資金、運転資金等に対して低利融資を行います。

貸付対象	貸付利率 (平成 23.6.9 現在) (利率は変動しますので、各機関にお問い合わせください。)	
設備資金	特別利率③ 又はC	0.75%~ 又は 1.25%~
運転資金	特別利率③ 又はC	※貸付期間等により 異なります。

担保力の低い中小企業者については、一定の条件で保証人を免除する特例などがあります。

2 税制措置(H24年3月まで)

承認された計画に従って事業を行う場合、下記の特例措置を講じ、事業開始の設備資金等に要する負担を軽減します。

設備投資減税

- ・ 取得又は製作の場合

対象：1台又は1基の取得価格280万円以上

特別償却率：取得価格の30%

税額控除率：取得価格の7%

※リースの場合は税額控除のみ適用

- 特別償却とは：通常の減価償却歩とは別枠で、原則として取得した事業年度にのみ「取得価格×30%」を特別に償却することで、早期償却により費用化を早め、資産陳腐化に備えることとなります。

■税額控除とは：法人税額からさらに税額を控除することができる制度で、その分だけ納付する法人税額が少なくなります。

3 高度化融資制度

計画の承認を受けた組合等が、高度化融資を受けて工場の集団化や施設の共同化、経営革新（計画の承認を受けたグループも対象）等を行う場合に長期無利子高度化融資等の優遇措置を講じます。（なお、高度化融資については、順調に計画が実行されているものについて、認めることとなります。）

4 信用保証の特例

承認された計画に従って行う事業に必要な資金について特例措置を講じます。

① 運転資金等の事業資金に関し、通常の付保限度額と同額の別枠を設定します。

付保限度額			別枠
普通保険	企業	2億円	
	組合	2億円	4億円
無担保保険		8,000万円	8,000万円
無担保無保証人		1,250万円	1,250万円

②承認された計画に従って行う事業に必要な資金のうち、新事業開拓保障の対象となるものについて付保限度額を引き上げます。

付保限度額		
新事業 開拓保険	企業	2億円⇒3億円
	組合	4億円⇒6億円

5 ベンチャーファンドからの投資

中小企業基盤整備機構からの出資を受けたベンチャーファンドがベンチャー企業等への投資を行い、資金調達支援及び経営支援を行います。

対象：承認を受けた株式会社（計画に従い事業を行い、株式公開を目指す未公開株式会社をも含む。）

投資事業組合一覧（中小企業基盤整備機構 HP）

<http://www.jasmec.go.jp/venture/syussi/syussikumiai.html>

6 中小企業投資育成株式会社の特例

承認を受けた計画に従って事業を行う中小企業者については、資本金3億円を超える場合であっても、同社の出資を受けることができます。

※中小企業投資育成株式会社は、中小企業の自己資金の充実を促進し、その健全な成長促進を図るため、投資などの事業を行うことを目的とする施策実施機関です。

7 県の融資制度

認証された計画に従って行う事業に必要な設備資金・運転資金について、金融機関を通じて融資を行います。

融資限度	運転・設備5千万円
融資利率	保証なし 固定2.5%以内
保証料率	必要により0.35~1.35
融資期間 (うち据置)	10年以内 (1年以内)
貸付条件	必要により担保 法人:連帯保証人1名以上 個人:必要により

8 これまでの実績

年度別計画承認件数

年度	認証件数	年度	認証件数
11	9	18	40
12	14	19	46
13	15	20	45
14	17	21	37
15	17	22	25
16	30	合計	314
17	19		

9 平成23年度 承認審査スケジュール（予定）

(1)計画承認

	審査会	申請書受付締切
第1回	5月	4月20日
第2回	7月	6月20日
第3回	9月	8月20日
第4回	11月	10月20日
第5回	1月	12月20日
第6回	3月	2月20日

計画の承認手続

経営革新計画の承認を受けるためには、以下のような手続が必要です。

1 県の相談窓口へのお問い合わせ

- ・対象者の要件、経営革新計画の内容、申請手続、申請窓口、支援措置の内容等、ご相談下さい。なお、案件によっては、県ではなく、国の地方機関等、あるいは本省が窓口になることもありますので、まずはその点をご確認下さい。



2 必要書類の作成、準備

- ・計画承認申請書（県の相談窓口、国の地方機関等に用意してあります。）
- ・申請書への記載（経営革新計画を申請様式に従って記入して下さい。）



3 県内最寄りの地方振興局地域づくり・商工労政課、国の地方機関等への申請書の提出

- ・申請書提出先は、案件によって決定されます。
- ・本法に関連する債務保証、融資、補助金などを利用する場合には、計画申請と並行して該当関係機関と密接な連絡をとることが適当です。



4 県知事、国の地方機関等の長の承認

- ・その後、支援機関等による審査を経た上で、助成措置等が決定されます。
- ・計画開始後、フォローアップのために、計画進捗状況調査等へのご協力をお願いすることがあります。

本申請に係わる承認は、自動的に融資等の各種支援策に結びつくものではありませんので、ご注意ください。
（各支援機関において、個別の審査があります。）

相談窓口

(財)福島県産業振興センター
商工会連合会
商工会議所、商工会
経営革新支援アドバイザーセンター
(商工会連合会内、福島、郡山商工会議所内)

県の申請窓口

各地方振興局企画商工部
地域づくり・商工労政課
※国の申請窓口については、お問い合わせください。

問い合わせ先

商工労働部産業振興総室産業創出課	TEL024-521-7282(直通)
県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課	TEL024-521-7738(直通)
県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課	TEL024-935-1292(直通)
県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課	TEL0248-23-1546(直通)
会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課	TEL0242-29-5292(直通)
南会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課	TEL0241-62-5207(直通)
相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課	TEL0244-26-1142(直通)
いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課	TEL0246-24-6007(直通)
中小企業新事業活動促進法に係る県のホームページ(申請書のダウンロードを含む)	

<http://www.pref.fukushima.jp/industry/index.html>